

# ドイツにおける非同居親の扶養義務と養育費立替法 —ひとり親家庭への養育手当支給制度—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

## 目次

はじめに

### I ドイツにおける扶養義務と養育費支払

- 1 民法典における扶養義務
- 2 非同居親による子の扶養

### II 養育費立替制度の経緯

- 1 養育費立替制度の導入と主な制度改革
- 2 2017年法改正とその後の改正

### III 養育費立替法の概要

- 1 養育手当受給の要件（第1条）
- 2 給付額と他の手当等との関係（第2条）
- 3 支給手続（第9条）と遡及支給（第4条）
- 4 情報提供義務（第6条）と過料（第10条）
- 5 賠償・弁済義務（第5条）
- 6 州の求償（第7条・第7a条）及び連邦との費用負担（第8条）
- 7 報告（第12条）

おわりに

翻訳：単身の母及び父の子の扶養を養育費立替又は養育費不足給付によって確保する法律（養育費立替法）

キーワード：養育費、養育費立替、扶養義務、非同居親、ひとり親家庭、シングルペアレント、単親、離婚、未婚、死別、償還請求、社会保障、ドイツ

## 要 旨

ドイツでは、1980年に、子と同居していない親が、民法典に規定する扶養義務を遂行せずに養育費を支払わず、又はその額が十分ではない場合、ひとり親と子への経済的支援策として州が現金給付を行い、その額を非同居の親へ求償する「養育費立替制度」が、連邦法に基づき開始された。2017年には、対象となる子の年齢上限が12歳未満から18歳未満に引き上げられ、給付期間の制限（72か月）が撤廃されたことにより、全ての未成年者が要件を満たせば受給できる制度となった。12歳以上の子への養育費未払いについても州が求償できるようになった一方で、金銭的な扶養義務を負う親の支払能力が低い場合には、求償を停止できることが規定されるなど、業務の効率化・合理化も図られた。また、連邦と州の財政的分担割合については、連邦負担が40%に引き上げられて、連邦全体で財政基盤が強化された。この制度改革によって、受給者は30万人増えて71万人を超えた。

## はじめに

ドイツでは、子と同居していない親（以下「非同居親」という。）が子に支払うべき養育費の最低水準（最低扶養料）が民法典<sup>(1)</sup>で規定されており、非同居親がその額を支払わず、又は十分に支払うことができない場合、代わりに州が現金給付を支給する養育費立替制度が、1980年から連邦の制度として実施されている。費用は連邦と州で分担し、州は、原則として、養育費の支払義務を負う非同居親に対して、給付に関する償還を求める。

当初、給付期間3年を上限とする6歳未満の子への一時的な経済的支援策として始まった養育費立替制度は、その後、給付期間の延長や対象年齢上限の引上げによって重要性を増し、社会保障制度の一つに位置付けられてきた。2017年には、給付期間制限の撤廃と対象年齢上限の18歳未満への引上げが行われ、未成年である子は全て、要件を満たせば手当を受給できるようになり、12歳以上の子への養育費未払いについても、州が求償できるようになった。

本稿では、第I章で養育費立替制度の根拠となる扶養義務と養育費支払を、第II章で養育費立替制度と法改正の経緯を、第III章で現行の養育費立替法<sup>(2)</sup>を概説し、併せて養育費立替法を翻訳する。

## I ドイツにおける扶養義務と養育費支払

ドイツでは、親の子に対する扶養義務は、両親の婚姻関係にかかわらず同一である。非同居

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月9日である。

(1) Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/>>

(2) Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfalleistungen (Unterhaltsvorschussgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 17. Juli 2007 (BGBl. I S. 1446) <<http://www.gesetze-im-internet.de/uhvorschg/>>

親は、原則として、子が成人するまで金銭的な扶養義務（養育費支払義務）を負い、刑法典に罰則規定も置かれている。

## 1 民法典における扶養義務

親族間の扶養義務は、民法典第4編「家族法」第2章「親族」第3節「扶養義務」（第1601条から第1615n条まで）で規定されている。子に対する親の扶養に関しては1998年と2007年にかなりの部分が改正され<sup>(3)</sup>、これにより形成された扶養被扶養関係が現在に至っている。

まず、1998年の子供扶養法<sup>(4)</sup>によって、扶養に関して嫡出子と非嫡出子とで異なっていた民法典の規定が統一された（1998年7月施行）。これによって、親の子に対する扶養義務は、出生前の両親の婚姻関係にかかわらず、等しくなった<sup>(5)</sup>。

次いで、2007年の扶養法改正法<sup>(6)</sup>は、子の福祉を強化することを目的として、被扶養権者の順位を変更し、配偶者扶養よりも未成年子の扶養を優先させた（2008年1月施行）。その際、「未成年子の最低扶養料」（民法典第1612a条<sup>(7)</sup>）の概念が導入され、子の需要を満たすために最低限必要な額（最低扶養料（Mindestunterhalt））の支払が求められるようになった<sup>(8)</sup>。その額は、所得税法<sup>(9)</sup>上の児童控除額<sup>(10)</sup>の2倍を基準として、年齢階層別で3段階のパーセンテージ（6歳未満は87%、6歳以上12歳未満は100%、12歳以上は117%。）を乗じて算出するものとされた。

さらに、2015年の扶養法等改正法<sup>(11)</sup>によって、2016年以降、未成年子の最低扶養料は連邦政府が発布する法規命令<sup>(12)</sup>によって規定され、当該法規命令は2年ごとに改正されることとなった。その際に算定の基準とされるのは、「最低生活水準（Existenzminimum）」という概念である。この概念は、2010年の連邦憲法裁判所違憲判決<sup>(13)</sup>によって、人間の尊厳にふさわしい最低生活水準を求める基本権は、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）第20条第1項と結びついた基

(3) この項の記述は、主に以下による。野沢紀雅「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料（Mindestunterhalt）」について—扶養法と租税法及び社会法の調和の試み—」『中央ロー・ジャーナル』7(4), 2011.3, pp.89-121. なお、本稿において Unterhalt の訳語は、原則として、民法典に定める権利義務に関しては「扶養」、非同居の子に対する金銭的扶養の実際については「養育費」、自身の生活費確保については「生計維持」とした。

(4) Gesetz zur Vereinheitlichung des Unterhaltsrechts minderjähriger Kinder (Kindesunterhaltsgesetz - KindUG) vom 6. April 1998 (BGBl. I S. 666)

(5) これと同時に、民法典1603条第2項に第2文「満21歳に達しない成年で未婚の子は、両親の双方若しくは一方と世帯を同じくし、かつ一般学校教育を受けている限りにおいて、未成年で未婚の子と等しい地位にある」が追加された。これを「優遇される成年子（privilegierte volljährige Kinder）」といい、ここでいう一般学校教育（allgemeine Schulausbildung）は、判例によれば、中等教育段階の基幹学校・実科学校・ギムナジウムまでを指し、職業学校、職業専門学校、大学は含まれないとされる。野沢 前掲注(3), pp.92-93等。

(6) Gesetz zur Änderung des Unterhaltsrechts vom 21. Dezember 2007 (BGBl. I S. 3189)

(7) 第1612a条の見出しは、「未成年子の扶養保障の方法（Art der Unterhaltsgewährung bei minderjährigen Kindern）」から「未成年子の最低扶養料（Mindestunterhalt minderjähriger Kinder）」に改正された。

(8) 最低扶養料（Mindestunterhalt）について、野沢（前掲注(3), p.90）は、「正確には最低需要（Mindestbedarf）と理解すべき概念であり、支払われるべき扶養料の最低額を意味するものではない。しかし、最低扶養料にせよ、最低需要にせよ、固定的な数値を扶養料額算定の前提に置くこと自体、日本の扶養法の理論と実務には見られない発想である。」と指摘する。

(9) Einkommensteuergesetz (EStG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Oktober 2009 (BGBl. I S. 3366, 3862) <<https://www.gesetze-im-internet.de/estg/>>

(10) 児童控除額は、児童手当の額と同額。後掲注(20)を参照。

(11) Gesetz zur Änderung des Unterhaltsrechts und des Unterhaltsverfahrensrechts sowie zur Änderung der Zivilprozessordnung und kostenrechtlicher Vorschriften vom 20. November 2015 (BGBl. I S. 2018)

(12) Verordnung zur Festlegung des Mindestunterhalts minderjähriger Kinder nach § 1612a Absatz 1 des Bürgerlichen Gesetzbuchs (Mindestunterhaltsverordnung) vom 3. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2188) <<https://www.gesetze-im-internet.de/minuhv/>>

本法第1条第1項から生ずると認められたことを基盤とするものである。

未成年子の最低扶養料は、従前同様に、3段階の年齢階層に応じたパーセンテージを最低生活水準に乗じて決定される。最近の未成年子の最低扶養料（月額）は、表1のとおりである。

表1 民法典第1612a条第1項に規定する未成年子の最低扶養料（月額）

	2018年	2019年	2020年	2021年
第1年齢階層（6歳未満）	348ユーロ	354ユーロ	369ユーロ	378ユーロ
第2年齢階層（6歳～11歳）	399ユーロ	406ユーロ	424ユーロ	434ユーロ
第3年齢階層（12歳～17歳）	467ユーロ	476ユーロ	497ユーロ	508ユーロ

（注）1ユーロは、約118.8円（令和2年5月分報告省令レート）である。

（出典）民法典第1612a条；Verordnung zur Festlegung des Mindestunterhalts minderjähriger Kinder nach § 1612a Absatz 1 des Bürgerlichen Gesetzbuchs (Mindestunterhaltsverordnung) vom 3. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2188); Zweite Verordnung zur Änderung der Mindestunterhaltsverordnung vom 12. September 2019 (BGBl. I S. 1393)を基に筆者作成。

## 2 非同居親による子の扶養

### (1) 子に対する扶養義務と非同居親の支払能力

民法典は、未成年子の扶養について、たとえ子に収入（労働収入や財産収益）があっても不十分な場合、子は親に扶養請求できると規定しており（民法典第1602条第2項）<sup>(14)</sup>、養育費の額は、扶養義務を有する親の負担能力と子の需要によって決まることが定められている。

扶養義務は、扶養を行うことで自身の適切な生計維持が危うくならない場合に限り課される（民法典第1603条第1項）ものだが、親の子に対する扶養義務に関しては、自身の適切な生計維持が危うくなる場合であっても、親の収入は親と子で均等に使用することが規定されている（民法典第1603条第2項）<sup>(15)</sup>。ただし、子の扶養のために親の最低生活水準を犠牲にすることまでは要求されず、親自身の生計維持を確保するための「自己留保分（Selbstbehalt）」が認められる<sup>(16)</sup>。

両親が別居している場合、親は原則としてそれぞれの資産及び収入の比率に応じて子の生活費を負担しなければならない。片親が単独で未成年子を世話し養育している場合、世話をしている親はその行為によって扶養義務を果たしているとされ（民法典第1606条第3項第2文）、これを「世話扶養（Betreuungunterhalt）」という。非同居親には金銭によって扶養義務を果たすことが求められ<sup>(17)</sup>、これを「金銭的扶養（Barunterhalt）」という。世話扶養と金銭的扶養の価値は等しいものとされ、同居して世話をしている親が二重に負担を負うのは回避される<sup>(18)</sup>。

(13) 求職者基礎保障制度（後掲注(41)）の「基準給付（Regelleistung）」に関する判断を示したものである。BVerfG, 125, 175. Beschluss vom 9.2.2010; 工藤達朗「人間の尊厳と最低限度の生活の保障—ハartz IV（Hartz IV）判決—（BVerfGE 125, 175）[2010]」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 IV』信山社出版, 2018, pp.238-241; 嶋田佳広訳「ドイツ連邦憲法裁判所違憲判決 2010年2月9日」『賃金と社会保障』No.1539, 2011.6.上旬, pp.71-31. 求職者基礎保障制度の基準給付、違憲判決後の立法等については、齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728号, 2011.9, pp.117-139. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050701\\_po\\_072807.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1)>を参照。

(14) 成年（18歳）になっても親と同居し一般教育を受けている未婚の子「優遇される成年子」は、21歳になるまでは未成年子と同様と規定される（民法典第1603条第2項第2文）。前掲注(5)参照。

(15) これを他の親族の扶養義務と区別して、「高度化された扶養義務（gesteigerte Unterhaltspflicht）」という。野沢前掲注(3), p.92.

(16) 野沢 同上, pp.92-93; 生駒俊英「ドイツにおける扶養料代替制度」『社会保障研究』4(1), 2019.6, p.120. <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh19040111.pdf>>

(17) 野沢 同上, p.94; 生駒 同上

(18) 優遇される成年子（前掲注(5)参照）に関しては、親の配慮義務は子の成年到達と同時に終了するため、同居親に世話扶養は適用されず、父母双方の資産・収入を基準として算定が行われる。野沢 同上

実際に支払われるべき養育費の算定については、デュッセルドルフ上級地方裁判所が、毎年、他の上級地方裁判所等と協議して、実務上の指針（いわゆる「デュッセルドルフ表」<sup>(19)</sup>）を公表している。その内容は、子の扶養に関する養育費算定表（非同居親の支払能力と子の需要額に応じたもの）とその他の特別な需要に関する金額等を示したものである。

## (2) 児童手当等と養育費

養育費は子の需要を満たすために必要な額として決められるため、児童手当<sup>(20)</sup>が子の金銭的需要を満たす分だけ、非同居親が支払うべき養育費は減額される。片親により世話扶養が行われている場合には、児童手当の半額が扶養に充当されると考えられ、非同居親の養育費は児童手当の半額分が減額される。親による世話扶養がない場合には、児童手当の全額が養育費に充当される（民法典第 1612b 条）。

なお、法定の災害保険や年金保険における児童関連給付が定期的に支給されることによって、児童手当の支給が停止される場合には、これらの児童関連給付は児童手当と同様に扱われる（民法典第 1612c 条）。

## (3) 養育費請求手続と義務違反

扶養に関する司法手続は、家庭事件非訟事件手続法（FamFG）<sup>(21)</sup>第 2 編「家庭事件手続」第 9 章「扶養事件手続」（第 231 条から第 260 条まで）において規定されている。FamFG 第 231 条に規定する扶養義務に関する手続（扶養事件）は、FamFG 第 112 条により家庭争訟事件とされ、基本的に民事訴訟法<sup>(22)</sup>の規定が適用される。

比較的低額の養育費に関しては、司法手続の迅速化・簡易化が図られ、簡易手続を申し立てることができる（FamFG 第 249 条第 1 項）。この申立てがなされた場合、裁判所は、形式的審査の後に、申立ての相手方（扶養を請求された者）への申立ての送達又はその通知を命ずる

(19) デュッセルドルフ表（Düsseldorfer Tabelle）は、デュッセルドルフ上級地方裁判所が、ケルン及びハムの上級地方裁判所の家事部判事らとの協議並びにドイツ家庭裁判所会議（Deutsche Familiengerichtstag e.V.: DFGT）の扶養委員会及びその他の上級地方裁判所への問合せの回答に基づき、養育費算定実務のための指針として公表しているもので、法的強制力は持たない。子の扶養に関する養育費算定表（金銭的扶養の義務を負う者の純所得を 11 階層に分け、各所得階層別に被扶養権を有する子の年齢階層別での養育費等を表形式で示したもの）と、その他の顧慮すべき金額（自己留保分、配偶者扶養の諸条件に応じた額等）が記されている。„Düsseldorfer Tabelle: Leitlinien für den Unterhaltsbedarf.“ Oberlandesgericht Düsseldorf website <[https://www.olg-duesseldorf.nrw.de/infos/Duesseldorfer\\_Tabelle/index.php](https://www.olg-duesseldorf.nrw.de/infos/Duesseldorfer_Tabelle/index.php)>

(20) ドイツの児童手当は、税法上の児童扶養控除と連動する普遍的な現金給付であり、高所得者にはより有利な税控除が適用される。所得税法（前掲注(9)）と連邦児童手当法（Bundeskindergeldgesetz (BKGG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Januar 2009 (BGBl. I S. 142, 3177) <[https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg\\_1996/](https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/)>) によって規定される。児童手当の額（2019 年 7 月 1 日以降）は、第 1 子及び第 2 子はそれぞれ 204 ユーロ、第 3 子は 210 ユーロ、第 4 子以降はそれぞれ 235 ユーロである（所得税法第 66 条・連邦児童手当法第 6 条）。1 ユーロは、約 118.8 円（令和 2 年 5 月分報告省令レート）である。

(21) Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587) <<https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/>> 翻訳は、青木哲ほか「家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律」（第 2 編、第 3 編、第 4 編及び第 7 編）」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000012248.pdf>> を参照。なお、家事事件の手続を規定する法律については、「従来、民事訴訟法（ZPO）や非訟事件手続法に分散していたところ、「家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律（FamFG）」に統合され、2009 年 9 月 1 日から施行されている。FamFG112 条では、扶養事件（Unterhaltssachen）は家庭争訟事件（Familiensstreitsachen）に分類され、基本的に民事訴訟法の規定が適用される。さらに FamFG 第 2 編第 9 章（231 条以下）は扶養事件手続を定めており、その第 3 節（249 条以下）に「未成年者の扶養に関する簡易手続」の規定が置かれている。」と説明される。野沢 前掲注(3), pp.101-102.

(22) Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. Dezember 2005 (BGBl. I S. 3202; 2006 I S. 431; 2007 I S. 1781) <<https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/>> 全文翻訳は、次を参照。法務省大臣官房司法法制部「ドイツ民事訴訟法典—2011 年 12 月 22 日現在—」『法務資料』462 号, 2012.3.

(FamFG 第 251 条)。これに対し、申立ての相手方は、異議を主張することができるが、養育費の額について異議を主張する場合には、支払可能な額を表明しなければならず、その際、定められた書式を用いて自己の所得、資産その他個人的・経済的事情に関する情報を通知し、証明書類を提出しなければならない (FamFG 第 252 条)。これによって、申し立てた子の側は、相手方の資力について正確な情報を得ることができる<sup>(23)</sup>。

扶養義務の違反に関しては、刑法典<sup>(24)</sup>に、「法律上の扶養義務を怠った者は、その結果、扶養権利者の生活上必要なものが危殆化され、又は、他の者の助力がなかったならば危殆化されたであろうときは、3 年以下の自由刑又は罰金に処する。」(刑法典第 170 条第 1 項) が置かれ、また、裁判所による扶養義務履行の指示 (Weisung) についての規定 (刑法典第 56c 条第 2 項 5 号) が置かれている。

## II 養育費立替制度の経緯

民法典等には、養育費支払を確実に行わせるために様々な規定が置かれているが、さらに実際の養育費確保を目的として、養育費立替制度が 1980 年から連邦の制度として開始された。養育費立替制度は、州が現金給付を行うことで、非同居親が支払うべき養育費を立て替え、又は不足分を補い、これにより子が両親からの扶養を受けられれば当然得られた最低生活水準を保障する制度である。費用については連邦と州とで分担し、州は非同居親に対して求償する。当初、6 歳未満、最長 36 か月の給付期間として始まった制度は、対象年齢の引上げや給付期間の延長を行い、その他、償還を増やすために、州の非同居親に関する情報収集権限を拡張するなどの制度拡充が行われてきた。さらに 2017 年には、①年齢上限を 18 歳未満に引き上げ、給付期間制限を撤廃する改革が実施された。同時に、②非同居親に資力がない場合には、州に償還請求の停止を認め、③連邦と州の財政負担について、連邦負担を 40% に引き上げた。

### 1 養育費立替制度の導入と主な制度改革

1979 年に、単身で子育てしている片親 (以下「ひとり親」という。) と子の経済的困窮対策を目的として、「単身の母及び父の子の扶養を養育費立替又は養育費不足手当によって確保する法律 (養育費立替法)」<sup>(25)</sup> が制定され、翌 1980 年に施行された。同法により、養育費立替制度が開始され、ひとり親と暮らす子の非同居親への養育費請求権保障が図られ、また、片親が死亡している子や非同居の親が経済的な理由により扶養義務を果たせない子に対して経済的支援が行われるようになった。詳細は、次のとおりである。

ひとり親に育てられている 6 歳未満の子に対して非同居親からの養育費支払がない場合やそ

(23) 野沢 前掲注(3), pp.101-102.

(24) Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322) <<https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>> 2006 年 3 月 1 日現在の全文翻訳は、次を参照。法務省大臣官房司法法制部「ドイツ刑法典」『法務資料』461 号, 2007.3.

(25) Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfallleistungen (Unterhaltsvorschußgesetz) vom 23. Juli 1979 (BGBl. I S. 3122) 制定経緯は、次を参照。Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 8-213145] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP8/2131/213145.html>> 現行法は、前掲注(2)を参照。

の額が不十分である場合に、最長で36か月間、民法典が定める標準養育費<sup>(26)</sup>の額を上限に、養育手当（養育費立替及び養育費不足手当）が支給されることとなった。費用は連邦と州で分担し、州の所管官庁が、養育費支払を行っていない扶養義務者である非同居親に対して、求償を行う。

当初、養育費立替制度は、短期間の経済支援のための一時的給付と考えられていた<sup>(27)</sup>が、その後、対象年齢や給付期間が延長された。主な改正は、次のとおりである。

1990年には、行政手続簡素化の一環として、養育手当受給のための証明が不要となり<sup>(28)</sup>、1993年には、給付年齢の上限が6歳から12歳へ、給付期間の制限が36か月から72か月へ引き上げられた<sup>(29)</sup>。また、2007年には、前述のとおり民法典第1612a条に最低扶養料の考え方が導入されたのと併せて、養育手当を最低扶養料に関連付ける改正が行われた<sup>(30)</sup>。

2013年には、扶養義務を負う非同居親からの償還を増やして償還率（全給付額に占める全償還額の割合）を引き上げることを目的として、扶養義務親に関する情報収集を行う州の権限が拡張された<sup>(31)</sup>。具体的には、扶養義務親の収入及び財産状況を明らかにするため、扶養義務親の勤務先企業、保険会社、税務署、銀行等から、扶養義務親の情報（勤務先、勤務期間、勤労所得等）を入手することが可能となった。

2015年には、第10回最低生活水準報告<sup>(32)</sup>に従って所得税控除額と児童手当が引き上げられ、それと調整するために、2015年中の養育手当の額を規定する第11a条が新設された<sup>(33)</sup>。

## 2 2017年法改正とその後の改正

養育費立替制度は、現在、社会法典によって社会保障制度として位置付けられている<sup>(34)</sup>。

2017年には、制度の対象を18歳未満の未成年子全てに広げ、給付期間の制限を撤廃する大

(26) 標準養育費 (Regelunterhalt) は、民法典第1615f条第2項及び第1615g条第4項の規定に基づき、標準養育費規則 (Verordnung zur Berechnung des Regelunterhalts (Regelunterhalt-Verordnung) vom 27. Juni 1970 (BGBl. I S. 1010)) によって定められていた。同規則は、1998年6月30日に廃止された。

(27) 生駒 前掲注(16), p.121.

(28) 「執行名義の必要性 (Titelerfordernis)」の廃止。Artikel 22 des Drittes Rechtsbereinigungsgesetz vom 28. Juni 1990 (BGBl. I S. 1221)による改正。

(29) Artikel 1 des Gesetz zur Änderung des Unterhaltsvorschussgesetzes und der Unterhaltssicherungsverordnung vom 20. Dezember 1991 (BGBl. I S. 2322)による改正。これは、1990年の東西ドイツ統一に際し、養育費立替法と旧東ドイツの養育費立替規則 (Unterhaltssicherungsverordnung) とを調整するための法改正であり、旧西ドイツ地域における施行は1993年であった。

(30) Erstes Gesetz zur Änderung des Unterhaltsvorschussgesetzes vom 21. Dezember 2007 (BGBl. I S. 3194)による改正。

(31) Gesetz zur Änderung des Unterhaltsvorschussgesetzes und anderer Gesetze (Unterhaltsvorschussentbürokratisierungsgesetz) vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1108)による改正。償還率は、2010年に18%であったが、2013年には21%、2015年には23%となった。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/7700 (Unterrichtung durch die Bundesregierung: Bericht über die Auswirkungen der Einführung des Kontenabrufverfahrens nach § 6 Absatz 6 des Unterhaltsvorschussgesetzes sowie über die gegebenenfalls notwendige Weiterentwicklung dieser Vorschrift), 25.02.2016, S.3. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/07/1807700.pdf>>

(32) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/3893 (Unterrichtung durch die Bundesregierung Bericht über die Höhe des steuerfrei zu stellenden Existenzminimums von Erwachsenen und Kindern für das Jahr 2016 (10. Existenzminimumbericht)), 30.01.2015 <<http://dipbt.bundestag.de/doc/btd/18/038/1803893.pdf>> 最低生活水準報告とは、1995年6月2日のドイツ連邦議会の決定に従い、所得税を控除すべき成人と児童の最低生活水準の額に関して、連邦政府が2年ごとに提出する報告書である。

(33) Gesetz zur Anhebung des Grundfreibetrags, des Kinderfreibetrags, des Kindergeldes und des Kinderzuschlags vom 16. Juli 2015 (BGBl. I S. 1202)

(34) 社会法典第1編 (総則) 第68条「この法典に編纂されるまで、次に掲げる法律は、それを補完し及び修正するために制定された法律とともに、この [社会法典の] 特別な一部とされる。… (略) …第14号 養育費立替法… (以下、略)」第68条は、2000年の改正 (BGBl. I 2000 S. 1983) で追加された。Sozialgesetzbuch (SGB) Erstes Buch (I): Allgemeiner Teil <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_1/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_1/)>

きな制度改正が行われた。養育費立替法の改正法案は、連邦と州の間の財政調整制度改革の一部<sup>(35)</sup>として、2016年12月に連邦参議院に提出された。2017年6月1日には連邦議会で修正法案が議決され、翌2日に連邦参議院で成立し、8月14日に連邦大統領の認証を得て、8月17日に「2020年以降の財政調整制度再編及び財政法規定改正に関する法律」<sup>(36)</sup>が公布された。同法による養育費立替法の改正部分のほとんどは、2017年7月1日に遡って施行された。

改正の主な内容は、①72か月の給付期間制限を撤廃し、年齢上限を12歳未満から18歳未満へ引き上げ（養育費立替法第1a条）、②非同居親に資力がない場合には、州に償還請求の停止を認め（養育費立替法第7a条）、③連邦と州の財源負担配分を変更して、連邦の負担を従前の3分の1から40%に引き上げ、州の負担は3分の2から60%に引き下げる（養育費立替法第8条）ものである<sup>(37)</sup>。

この改正によって、12歳以上の子への養育費支払を怠った非同居親に対しても、州が求償を行えるようになり、未成年子の扶養請求権の保障が強化された。同時に、徒労に終わることが明らかな求償は行わないこともできるようになり、行政業務の合理化も図られた。

2019年には、滞在法<sup>(38)</sup>が改正されて滞在許可（Aufenthaltserlaubnisse）の規定が新たになった<sup>(39)</sup>ことに併せて、自由移動権のない外国人の養育手当の請求権について規定する養育費立替法第1条第2a項が改正され、同項の適用期間を規定する第11条第2項が追加された<sup>(40)</sup>。

2020年3月現在で、養育費立替法は、全13条から成る。各条の見出しと、2017年改正及び2019年改正部分は、表2のとおりである。

(35) 財政調整制度改革の内容は、2016年10月14日にベルリンで開催された連邦政府及び州政府の首脳会議での決定に基づく。Presse- und Informationsamt der Bundesregierung (BPA), „Konferenz der Regierungschefinnen und Regierungschefs von Bund und Ländern am 14. Oktober 2016 in Berlin – Beschluss: Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab 2020, *Pressemitteilung*, 369,“ 14. Oktober 2016. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/konferenz-der-regierungschefinnen-und-regierungschefs-von-bund-und-laendern-am-14-oktober-2016-in-berlin-beschluss-430850>>

(36) Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122) は全26条（Artikel）から成る条項法で、養育費立替法の改正は第23条（Artikel）による。同法の審議経緯については、次を参照。Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 18-78938] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/789/78938.html>>

(37) 生駒 前掲注(16), pp.119-127.

(38) 連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律（滞在法）Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162) <[https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg\\_2004/](https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/)>

(39) 教育訓練及び雇用における猶予に関する法律（Gesetz über Duldung bei Ausbildung und Beschäftigung vom 8. Juli 2019 (BGBl. I S. 1021)）及び専門職移住法（Fachkräfteeinwanderungsgesetz vom 15. August 2019 (BGBl. I S. 1307)）による滞在法の改正。前者により、特に就労につながる教育訓練と雇用に関連して、滞在法第60a条に規定する猶予（Duldung, 後掲注(54)参照）の期間を延長し、滞在法に新たに第60c条「教育訓練猶予」、第60d条「雇用猶予」が追加された。後者は、専門職の外国人移住促進を目的として、職業訓練目的と就業目的の滞在資格について、様々な改正を行った。専門職移住法については、泉眞樹子「【ドイツ】専門職移住法」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.20-21. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11480104\\_po\\_02830109.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480104_po_02830109.pdf?contentNo=1)> を参照。

(40) 養育費立替法の改正は、Gesetz zur weiteren steuerlichen Förderung der Elektromobilität und zur Änderung weiterer steuerlicher Vorschriften vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2451)の第37条及び第38条による。

表2 養育費立替法の各条見出しと最近の改正

	条文見出し	2017年改正	2019年改正
第1条	権利者 (Berechtigte)	第1a項追加	第2a項改正
第2条	養育手当の額 (Umfang der Unterhaltsleistung)	第4項追加等	
第3条	—	削除 <sup>(注)</sup>	
第4条	遡及性の制限 (Beschränkte Rückwirkung)		
第5条	賠償及び弁済の義務 (Ersatz- und Rückzahlungspflicht)	第2条改正の付随的改正	
第6条	情報提供及び通知の義務 (Auskunfts- und Anzeigepflicht)		
第7条	権利者の請求権の移転 (Übergang von Ansprüchen des Berechtigten)		
第7a条	支払不能の場合における権利者の移転された請求権 (Übergegangene Ansprüche des Berechtigten bei Leistungsunfähigkeit)	新設	
第8条	資金調達 (Aufbringung der Mittel)	改正	
第9条	手続及び支給方法 (Verfahren und Zahlungsweise)	第2条改正の付随的改正	
第10条	過料規定 (Bußgeldvorschriften)		
第11条	経過規定 (Übergangsvorschrift)		第2項追加
第11a条	適用規定 (Anwendungsvorschrift)		
第12条	報告 (Bericht)	改正	
第12a条	— (2013年改正で削除)		
第13条	— (2013年改正で削除)		

(注) 削除前の第3条の見出しは、「養育手当支給期間 (Dauer der Unterhaltsleistung)」であった。

(出典) Unterhaltsvorschussgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 17. Juli 2007 (BGBl. I S. 1446); BGBl. I 2017 S. 3122; BGBl. I 2019 S. 2451 を基に筆者作成。

### Ⅲ 養育費立替法の概要

#### 1 養育手当受給の要件 (第1条)

##### (1) 養育手当を請求できる者 (権利者)

養育費立替制度による養育手当を請求できる者 (権利者) は、ひとり親と暮らし、非同居親からの養育費支払を受けておらず、又は十分には受けていない未成年子である (第1項及び第1a項)。片親が死亡している場合の様々な遺児給付類 (法定年金保険、法定傷害保険等) の受給は、養育費支払と同様に扱われ、養育手当の減額又は停止が行われる (第1項第3号)。

ひとり親となった理由は、未婚、離別又は死別を問わず (第1項)、他方の親の傷病や裁判所命令に基づく入院・施設入所が6か月以上続くと見込まれる場合も恒常的な別居状態とみなされる (第2項)。

ひとり親に対しては、所得制限は課されない。ただし、2017年改正で新たに制度対象となった12歳以上18歳未満の子に関しては、子本人とひとり親に求職者基礎保障 (失業手当Ⅱ)<sup>(41)</sup>

(41) 求職者基礎保障制度とは、自身の財産をわずかしか又は全く持たない者であって就労が可能なもの (就労可能な要扶助者 (erwerbsfähige hilfebedürftige Personen)) に対して、最低生活水準を保障するために必要な給付 (失業給付Ⅱ) を、税財源で行う制度である。根拠法は、社会法典第2編 (求職者のための基礎保障) である。Sozialgesetzbuch (SGB) Zweites Buch (II): Grundsicherung für Arbeitsuchende <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/)>; 厚生労働省「第2節ドイツ連邦共和国 (1) 労働施策」『海外情勢報告 2018年』2019, pp.106-108. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t3-03.pdf>> 制度設立の経緯については、次を参照。戸田典子「失業保険と生活保護の間—ドイツの求職者のための基礎保障—」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.7-31. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166411\\_po\\_070901.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166411_po_070901.pdf?contentNo=1)>

の受給に関連した条件が置かれ、そのいずれかを満たせば受給可能とされる。

まず、子本人が失業手当Ⅱを受給しておらず、又は養育手当受給によって失業手当Ⅱの根拠となる要扶助状態を回避できるのであれば、養育手当を受給することができる（第1a項第1文第1号）。子が失業手当Ⅱを受給していなくても、同居するひとり親が失業手当Ⅱを受給している場合には、当該ひとり親に雇用やボランティア活動等による月額600ユーロ以上の収入<sup>(42)</sup>があることをジョブセンター<sup>(43)</sup>が証明すれば、養育手当を受給することができる（同第2号）。この収入基準の設定は、子が成長して世話扶養に幼少期ほど手間がかからなくなったひとり親に稼得能力の向上を促し、将来的に求職者基礎保障制度から離脱できるインセンティブを与えることを意図している<sup>(44)</sup>。

また、ひとり親が、もう片方の親と同居したり、養育費立替制度の実施に必要な情報提供や協力を拒んだりした場合（第3項）や、事前に養育費が支払われていたり、児童青少年支援（社会法典第8編）<sup>(45)</sup>による児童養護施設等への入居等が行われていたりする期間（第4項）にも、養育手当は請求できない。

## (2) 外国人の権利者

自由移動権のない外国人は、次の滞在権がある場合にのみ、権利者となれる（第2a項）。

- ① 定住許可（滞在法第9条）<sup>(46)</sup>又はEU継続滞在許可（滞在法第9a条）<sup>(47)</sup>を保有する場合。
- ② 6か月以上の就業を認めるEUブルーカード（滞在法第18b条第2項）<sup>(48)</sup>、ICTカード（滞在法第19条）<sup>(49)</sup>、モバイルICTカード（滞在法第19b条）<sup>(50)</sup>又は滞在許可（滞在法第7条）を保有する場合。ただし、滞在許可に関しては次の㉞、㉟又は㊱の場合は除く。
- ㉞ 滞在目的が、教育（滞在法第16c条）、オペア<sup>(51)</sup>雇用・季節雇用（滞在法第19c条第1項）、欧州ボランティアサービス<sup>(52)</sup>参加（滞在法第19e条）又は専門職求職（滞在法第20

(42) 失業手当Ⅱ給付の基準を定める社会法典第2編第11条「顧慮されるべき収入」において規定される収入のことである。失業手当Ⅱにおいては、就労・ボランティア活動によって得た現金収入から、同第11a条にいう収入（各種社会給付等）を除外し、第11b条に規定する控除額（所得税、社会保険料等）を差し引いた現金収入が規定されるが、養育費立替制度においては、税、社会保険料等を差し引かなくていい。1ユーロは、約118.8円（令和2年5月分報告省令レート）である。

(43) ジョブセンター（Jobcenter）は、求職者基礎保障（失業手当Ⅱ）の受給者を対象とした機関で、連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit: BA）と都市等の地方自治体の共同施設である。失業手当Ⅱによる求職者の経済的保障、失業手当Ⅱ受給者の雇用主への紹介、職業訓練等の促進を業務とするほか、依存症サポート、借金相談、心理・社会的支援などの特別な課題にも対応する。„Jobcenter.“ Bundesagentur für Arbeit website <<https://www.arbeitsagentur.de/lexikon/jobcenter>>

(44) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/11135 (Gesetzentwurf), S.160. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/111/181135.pdf>>

(45) Sozialgesetzbuch (SGB) Achtes Buch (VIII): Kinder- und Jugendhilfe <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_8/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/)>

(46) 定住許可（Niederlassungserlaubnis）は、無期限の滞在許可。

(47) EU継続滞在許可（Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EU）は、長期滞在の権利を保障されたEU域外（第三国）国籍保有者の法的地位に関するEU指令（2003/109/EC）の第2条bを根拠とする無期限の滞在許可。

(48) EUブルーカード（Blaue Karte EU）は、EU域外（第三国）国籍保有者を対象としたEU域内共通の滞在・就労許可で、高度な職業資格を有し、一定の要件を満たす労働者に付与される。

(49) ICTカード（ICT-Karte）は、第三国に拠点を置く企業・企業グループのEU域内事業所間での転勤（Intra-Corporate Transfer: ICT）による第三国国籍保有者のドイツ滞在及び就労を認める資格。

(50) モバイルICTカード（Mobiler-ICT-Karte）は、他のEU加盟国での滞在資格を有する第三国国籍保有者が、第三国に拠点を置く企業内異動によってドイツに滞在し就労するための資格。

(51) オペア（Au-Pair）とは、語学習得を目的として家庭に住み込み、子どもの世話を中心とした家事の手伝いをする者。食費、住居費は無料である。

(52) 欧州ボランティアサービス（Europäischen Freiwilligendienst; European Voluntary Service）は、他国でのボランティア活動に参加する17~30歳の若者を対象に、渡航費や期間中の生活費等を支援するEUのプログラム。„Europäischer Freiwilligendienst.“ European Union website <[https://europa.eu/youth/EU/volunteering/european-voluntary-service\\_de](https://europa.eu/youth/EU/volunteering/european-voluntary-service_de)>

条第1項及び第2項)である。

- ① 研究目的(滞在法第16b条)、外国の職業資格認定措置(滞在法第16d条)又は専門職求職(滞在法第20条第3項)を目的とした滞在であり、かつ、就業せず、又は連邦親手当親時間法<sup>(53)</sup>による親時間・親手当を請求していない。
- ② 故国の戦争(滞在法第23条第1項)、過酷な場合(滞在法第23a条)、一時的保護(滞在法第24条)又は人道上の理由(滞在法第25条第3項から第5項まで)により認められた滞在である。
- ③ 故国の戦争等により認められた滞在許可(上記②③)であっても、許可を得て就業し、若しくは連邦親手当親時間法による親時間・親手当を請求している場合又は15か月以上の滞在を許可・猶予<sup>(54)</sup>等されている場合。
- ④ 雇用猶予(滞在法第60d条)<sup>(55)</sup>を保有する場合。

なお、故国の戦争等により認められた滞在許可(上記②③)であっても、当該外国人が未成年の場合、就業に関わりなく権利者となれる。

## 2 給付額と他の手当等との関係(第2条)

養育手当は毎月支給され、その額は民法典第1612a条第1項の規定に基づく最低扶養料(表1参照)と等しい(第1項)。権利者である子のための児童手当がひとり親に支給される場合は、児童手当は養育手当に算入され、すなわち養育手当の支給額から減額される。ただし、減額されるのは児童手当の支給実額ではなく、最も少額である第1子のための額<sup>(56)</sup>である(第2項)。一般に養育手当の額として示されるのは、児童手当減額後の額(表3参照)であることが多い。

表3 養育手当(児童手当減額後の月額)

	2018年1月～	2019年7月～	2020年1月～	2021年1月～
第1年齢階層(6歳未満)	154ユーロ	150ユーロ	165ユーロ	159ユーロ
第2年齢階層(6歳～11歳)	205ユーロ	202ユーロ	220ユーロ	215ユーロ
第3年齢階層(12歳～17歳)	273ユーロ	272ユーロ	293ユーロ	289ユーロ
(参考)児童手当(第1子)	194ユーロ	204ユーロ	204ユーロ	219ユーロ

(注) 児童手当は2019年7月に増額され、次の増額は2021年1月に予定されている。1ユーロは、約118.8円(令和2年5月分報告省令レート)である。

(出典) „Familienleistungen: Unterhaltsvorschuss,“ 01.01.2020. BMFSFJ website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/unterhaltsvorschuss/73558>> 等を基に筆者作成。

(53) 被用者の「親時間(Elternzeit)」(育児のための休業又は労働時間短縮)及びその際の所得補償「親手当(Elterngeld)」を規定する法律。Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit (Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz - BEEG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Januar 2015 (BGBl. I S. 33) <<https://www.gesetze-im-internet.de/beeg/>>; 齋藤純子「ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換—」『外国の立法』No.232, 2007.6, pp.51-76. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000314\\_po\\_023203.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000314_po_023203.pdf?contentNo=1)>

(54) 猶予(Duldung)は、滞在資格がなく国外退去の義務を有する者に対し、一定の理由により一時的に国外退去を猶予するもの。滞在法第60a条「国外退去強制の一時的停止(猶予)」に規定される。

(55) 滞在法第60d条「雇用猶予(Beschäftigungsduldung)」は、雇用に関連して猶予の期間を30か月延長することを規定する。前掲注(39)参照。

(56) 前掲注(20)参照。

その他、前述のとおり、非同居親から支払われた養育費、各種の遺児給付類は、養育手当に算入され、支給額から減額される（第3項）。一般学校教育終了後の子自身の収入（労働収入及び資産収益）は、本人の生計維持に必要な額を超える場合に限り、養育手当から減額される（第4項）。教育訓練中の研修生<sup>(57)</sup>については、必要経費として100ユーロが収入から控除される（同）。

### 3 支給手続（第9条）と遡及支給（第4条）

ひとり親又は法定代理人は、書面で子の住所のある州の機関（州法によって定められる機関）に申請する（第9条第1項<sup>(58)</sup>）。申請に際し、非同居親に対する裁判による養育費決定は必要ない<sup>(59)</sup>。

決定は、申請者に対し書面又は電子的手段で通知され、算定された額が明記される（同第2項）。養育手当は、前払いで毎月支給され、算定額が5ユーロ未満の場合は支給されない（同第3項）

最低でも申請月の前月に遡って支給されるが、非同居親に養育費支払をさせるための権利者の妥当な努力が欠けていた場合には、その限りではない（第4条）。

### 4 情報提供義務（第6条）と過料（第10条）

#### (1) 親の情報提供義務

非同居親は、要請により、養育費立替法の実施に必要な情報を所管機関に対し提供する義務を負い、また、未成年子への養育費支払義務を履行することを表明しなければならない（第6条第1項）。この規定により、基本的に養育費立替機関は、金銭的扶養義務を負う親に対し、幅広い情報提供を要求しなければならないことが明文化された<sup>(60)</sup>。また、これまで判例によって引き上げられてきた、非同居親の未成年子に対する養育費支払義務・稼得義務が、法律に明確に位置付けられた。特に重要なのは、非同居親による義務履行の意思表示の義務が明文化されたことである。これによって、効率的に行政手続を進めることができるようになった。

同居親と権利者の法定代理人は、養育手当の給付に大きく影響する状況変化が生じた場合や、給付に関する意思表示を行った際の状況がその後変化した場合には、所管機関に遅滞なく報告する義務を負う（同第4項）。ここでいう状況変化とは、例えば、子がそれまで同居していた親と一緒に暮らさなくなったことや、非同居親による定期的な養育費支払の開始などである<sup>(61)</sup>。

#### (2) 関連諸機関の情報提供義務

非同居親の勤務先（雇用主）は、養育費立替法の実施に必要な場合に限り、要請により、非同居親の雇用の種類・期間、職場及び勤労報酬（賃金・手当）に関する情報を所管機関に提供する義務を負い、保険会社も、同様に、非同居親の住所及び収入の額について、所管機関に情報提供する義務を負う（第6条第2項）。

情報提供に関する権限を有する社会給付制度運営者等及び税務署は、養育費立替法の実施に必要な場合に限り、要請により、非同居親の住所、雇用主及び収入の額について、所管機関に

(57) ドイツの職業教育訓練については、厚生労働省 前掲注(41), pp.108-110 を参照。

(58) 申請先の機関は、州法で定める。社会法典第1編（前掲注(34)）第16条第2項第1文は、所管機関以外の機関や権限のない自治体等に提出された社会給付制度関連の申請は、直ちに所管の社会給付制度運営者に転送しなければならない旨、規定しているため、所管機関以外への申請でも手続は進められる。

(59) „Familienleistungen: Unterhaltsvorschuss,“ 01.01.2020. BMFSFJ website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/unterhaltsvorschuss/73558>>

(60) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(44), S.162.

(61) 生駒 前掲注(16), p.123.

提供する義務を負う（同第5項）。

所管機関は、非同居親に対して求償に必要な情報請求を行って成果が得られない場合に限り、連邦中央税務庁に対して、信用機関から金融関連データを取得するよう要求することが許される（同第6項）。また、所管機関は、同居親による申請に応じて、非同居親及び雇用主・保険会社から得た情報（同第1項及び第2項）並びに連邦中央税務庁を通じて信用機関から得た情報（同第6項）を、社会法典第10編第74条「扶養義務の不履行及び支払補償の際の送信」第1項第1文第2号aの規定による措置（社会データの送信の許可）により、同居親へ送信する義務を負う（同第7項）。

### (3) 過料規定

故意又は過失によって、第6条第1項又は第2項の規定に反し非同居親、非同居親の雇用主又は保険会社が適切な情報提供を行わないこと及び同第4項の規定に反し同居親等が給付に関連する権利者の状況変化に関して適切な報告を行わないことは、秩序違反<sup>(62)</sup>と規定され、これらは過料に処され得る（第10条）。

## 5 賠償・弁済義務（第5条）

ひとり親又は権利者の代理人が、故意若しくは過失により誤った情報提供を行い若しくは権利者の状況変化を通知しなかったため、又は養育手当の受給要件を満たさないことを知っていた若しくは過失の結果それを知らずにいたため、要件を満たさずに養育手当を受給していた場合には、ひとり親又は権利者の代理人は受給額を賠償しなければならない（第1項）。

養育手当を申請した後に権利者が収入等を得ていたため、認定に際してそれらが算入されず、受給要件を満たしていなかった場合には、権利者はその限りにおいて受給額を弁済しなければならない（第2項）。

## 6 州の求償（第7条・第7a条）及び連邦との費用負担（第8条）

### (1) 扶養請求権の州への移転と求償回避

権利者に養育手当が支給された期間についての権利者の非同居親に対する扶養請求権は、養育手当の額の分だけ、扶養法に係る情報請求権とともに、州に移転する（第7条第1項）。州に移転された請求権は、適時にかつ完全に実施されなければならない（同第3項）。扶養請求権は、州に移転された後も、法的性質は私法上の債権のままであり、請求権の存続及び行使は民法典に基づき行われ、一般的な消滅時効期間（3年）に服する<sup>(63)</sup>。

(62) 秩序違反法（Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602) <[https://www.gesetze-im-internet.de/owig\\_1968/](https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/)>）により、秩序違反（Ordnungswidrigkeit）は過料（Geldbuße）が科される違法行為であると規定され（第1条）、明示的に過失行為に過料を科さない限り、故意による行為のみが処罰の対象となり得ると規定される（第10条）。

(63) 民法典第195条（通常の消滅時効期間）「通常の消滅時効期間は、3年とする。」及び第197条（30年の消滅時効期間）第2項「前項第3号から第5号までの請求権が、将来弁済期が到来する規則的に反復される給付（定期的な給付）を内容としているときは、30年の消滅時効期間に代えて通常の消滅時効期間を適用する。」による。第197条第1項第3号から第5号までの請求権とは、30年の消滅時効が定められたもので、「(1)次に掲げる請求権は、別段の定めがない限り、30年の消滅時効が完成する。…3. 確定判決をもって確認された請求権、4. 執行可能な和解又は執行可能な証書に基づく請求権、5. 破産手続きにおいて行われた確定により執行可能となった請求権、…」である。訳文は、山口和人『ドイツ民法I（総則）』（調査資料2014-1-d 基本情報シリーズ19）国立国会図書館調査及び立法考査局，2015，p.32. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9214781\\_po\\_201401d.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1)>を参照した。ただし、子の親に対する扶養請求権自体は、子が21歳になるまで時効とはならない（民法典第207条第1項第2文第2号）。生駒 前掲注(16)，p.123。

非同居親が求職者基礎保障（失業手当Ⅱ）を受給しており、収入がない場合には、州に移転された扶養請求権の追及は行わない（第7a条）。これは2017年改正によって新たに置かれた規定で、扶養義務を有する非同居親に養育費支払能力がないことが明らかな場合には、州が求償を行わないことを認め、無駄な行政コストの支出を回避するためのものである<sup>(64)</sup>。

## (2) 州及び連邦の費用負担

養育手当の財源は、40%を連邦が負担し、残り60%を州が負担する。州及び地方自治体の負担配分は、州の権限によって決定される（第8条第1項）。州に移転された請求権に基づき、州が非同居親に求償して徴収した額は、その40%を連邦に引き渡す（同第2項）。

## 7 報告（第12条）

2017年制度改革の影響について、特に権利者に対する給付改善及び行政機関に対する実務上の影響について、施行から1年後の2018年7月31日までに、連邦政府は連邦議会に報告書を提出する<sup>(65)</sup>。この規定に基づき、連邦家族高齢者女性青少年省（以下「連邦家族省」という。）が作成した報告書が、2018年8月22日に連邦政府により議決され、連邦議会及び連邦参議院に提出された<sup>(66)</sup>。

## おわりに

前述の連邦家族省の報告書によれば、2017年7月の養育費立替制度改革によって給付対象を18歳未満まで拡大し、給付期間の制限を撤廃した結果、同年6月に約414,000人であった権利者は、2018年3月には約714,000人となり、30万人も増加したという<sup>(67)</sup>。連邦家族高齢者女性青少年大臣フランツィスカ・ギファイ（Franziska Giffey）は、報告書提出時にこの数を示して、ひとり親家庭の経済的支援策としての養育費立替制度の重要性を説くとともに、養育費を支払えるのに支払わない非同居親への求償業務を改善するため、連邦及び州が共通の基準を策定すると述べた<sup>(68)</sup>。また、連邦家族省は、2018年10月に、求償業務の改善のために連邦と州が協働し、養育費立替制度の業務統計を再編し、求償業務を集中管理する組織化を行い、人員配置、監督及び債権管理の改善を行うことを表明した<sup>(69)</sup>。これは、改正法成立時の2017年6月2日

(64) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(44), S.163.

(65) 2017年改正前の第12条には、2013年改正時に、連邦中央税務庁による信用機関への金融関連データ取得要求が可能となった（第6条第6項）ことに伴い、この影響等に関する2015年末までの報告義務の規定が置かれていた。

(66) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/3960 (Unterrichtung durch die Bundesregierung: Bericht der Bundesregierung über die Wirkungen der Reform des Unterhaltsvorschussgesetzes ein Jahr nach dem Inkrafttreten zum 1. Juli 2017), 22.08.2018. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/039/1903960.pdf>>; Bundesrat, *Drucksache*, 406/18, 22.08.2018 <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2018/0406-18.pdf>>

(67) Deutscher Bundestag, *ibid.*, S.4.

(68) „Aktuelle Meldung. Positive Bilanz, 300.000 zusätzliche Kinder und Jugendliche bekommen Unterhaltsvorschuss,“ 22.08.2018. BMFSFJ website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/300-000-zusaetzhliche-kinder-und-jugendliche-bekommen-unterhaltsvorschuss-/127804>>

(69) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/5164 (Antwort der Bundesregierung auf die Kleine Anfrage der Abgeordneten Daniel Föst, Katja Suding, Grigorios Aggelidis, weiterer Abgeordneter und der Fraktion der FDP – Drucksache 19/4742 –: Unterhaltsvorschuss – Rückgriffsaktivitäten), 19.10.2018, S.11. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/051/1905164.pdf>>

に、連邦議会監査委員会<sup>(70)</sup>が連邦家族省に対し次の内容の制度改革を迅速に行うことを求めた決議<sup>(71)</sup>に応えたものである。この決議の内容は、①連邦家族省が州とともに求償業務の改善のための基準を策定し、運用の指針について連邦と州が合意すること（特に人員配置と養育費立替機関による債権管理の効率化）、②求償業務の改善のために、州及び地方自治体が金融を所管する中央官庁とともに一体的な機関を設立すること、また、③2018年10月1日まで進捗報告書を提出することである。

ただし、非同居親が低所得である場合や死別した場合には、そもそも求償は不可能であり、養育費立替制度の償還率は一定限度にとどまらざるを得ない<sup>(72)</sup>。一方で行政の管理業務合理化によって償還率の向上を目指しつつ、他方で徒労に終わることが明らかな償還手続について停止できる規定も加えられたことからわかるとおり、全ての給付について償還できる制度ではないことは許容されている。養育費立替制度は、児童手当等とも制度間調整が行われ、子の成長を支える家族給付の一つとして社会保障制度の中に既に位置付けられているが、給付期間制限が廃され、年齢上限が引き上げられたことによって、ひとり親家庭の経済的支援策としての普遍性が確保された。連邦による財政支援基盤も拡張され、今後も連邦と州によって、持続的にひとり親と子の生活水準の保障が図られていくことが期待される。

(いずみ まきこ)

(70) Rechnungsprüfungsausschuss des Haushaltsausschusses des Deutschen Bundestages (RPA) は、連邦議会予算委員会の構成委員又は代理委員を務める議員によって構成され、予算承認を担当する予算委員会とは別の組織体として、連邦の予算執行及び経済運営を監査する等、歳出の調査を担当する。„Rechnungsprüfungsausschuss.“ Deutscher Bundestag website <[https://www.bundestag.de/ausschuesse/a08/a08\\_rpa](https://www.bundestag.de/ausschuesse/a08/a08_rpa)>

(71) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(69), S.10.

(72) 償還率は、2014年、2015年、2016年といずれも23%であったが、2017年には19%に低下した。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(66), S.11.



# 単身の母及び父の子の扶養を養育費立替又は養育費不足給付によって 確保する法律（養育費立替法）

Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter  
durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfalleistungen (Unterhaltsvorschussgesetz)  
in der Fassung der Bekanntmachung vom 17. Juli 2007 (BGBl. I S. 1446)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子訳

## 【目次】

- 第 1 条 権利者
- 第 2 条 養育手当の額
- 第 3 条 (削除)
- 第 4 条 遡及性の制限
- 第 5 条 賠償及び弁済の義務
- 第 6 条 情報提供及び通知の義務
- 第 7 条 権利者の請求権の移転
- 第 7a 条 支払不能の場合における権利者の移転された請求権
- 第 8 条 資金調達
- 第 9 条 手続及び支給方法
- 第 10 条 過料規定
- 第 11 条 経過規定
- 第 11a 条 適用規定
- 第 12 条 報告
- 第 12a 条 (削除)
- 第 13 条 (削除)

## 第 1 条 権利者

- (1) この法律に定める養育費立替 [Unterhaltsvorschuss] 又は養育費不足手当 [Unterhaltsausfalleistung] (以下「養育手当 [Unterhaltsleistung]」) に対する請求権は、次に掲げる要件全てを満たす者が有する。
1. 12 歳未満であること。
  2. この法律の適用範囲において、未婚の、死別の若しくは離別した片親又は配偶者若しくは生活パートナーと恒常的に別居している片親と暮らしていること。
  3. 次に掲げるいずれかを、少なくとも第 2 条第 1 項及び第 2 項に記される額で受けず、又は定期的に受けていない者であること。

---

\* この翻訳は、Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfalleistungen (Unterhaltsvorschussgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 17. Juli 2007 (BGBl. I S. 1446), das zuletzt durch Artikel 38 des Gesetzes vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2451) geändert worden ist <<http://www.gesetze-im-internet.de/uhvorschg/>> を訳出したものである。訳文中 [ ] は、訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 4 月 9 日である。

a) 他方の片親からの養育費

b) この者〔他方の片親〕又は義理の片親が死亡した場合の遺児給付類<sup>(1)</sup>

(1a) 第1項第1号の規定に加えて、次に掲げるいずれかの場合には、子が18歳に達するまで、引き続き養育手当の請求権が存在する。

1. 子が社会法典第2編<sup>(2)</sup>に定める給付<sup>(3)</sup>を受給していない場合又は養育手当によって社会法典第2編第9条に定める子の要扶助状態<sup>(4)</sup>を回避することができる場合
2. 第1項第2号に規定する片親が、児童手当<sup>(5)</sup>を除き、社会法典第2編第11条第1項第1文<sup>(6)</sup>にいう所得として、社会法典第2編第11b条<sup>(7)</sup>に定める額を控除しないで、600ユーロ<sup>(8)</sup>以上の額を有する場合

要扶助状態の回避及び第1文に規定する所得額の確認については、満12歳になった月、後に申請した場合にはその月及び審査が後日行われた場合にはその月について、ジョブセンター<sup>(9)</sup>が行った最新の決定通知に根拠を置かなければならない。その時々確認は、その月から次の審査の月までの期間、有効である。

(2) 子が同居している片親は、配偶者若しくは生活パートナーと民法典第1567条<sup>(10)</sup>にいう別居生活にある場合、又は、配偶者若しくは生活パートナーが病気若しくは障害のため若しくは裁判所命令に基づき6月以上施設に入所する見込みである場合、第1項第2号にいう恒常的な別居状態にあるとみなされる。

(2a) 自由移動権がない外国人は、当該外国人又は第1項第2号に規定するその片親が次に掲げる条件のいずれかを満たす場合にのみ、第1項又は第1a項に規定する請求権を有する。

1. 定住許可<sup>(11)</sup>又はEU継続滞在許可<sup>(12)</sup>を保有する場合

(1) 遺児給付類 (Waisenbezüge) とは、法定傷害保険や法定年金保険等によるもの。

(2) 社会法典第2編 (求職者のための基礎保障) Sozialgesetzbuch (SGB) Zweites Buch (II): Grundsicherung für Arbeitsuchende <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_2/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/)>

(3) 社会法典第2編を根拠法とする求職者基礎保障制度は、自身の財産をわずかしか又は全く持たない者であって就労が可能なもの (就労可能な要扶助者 (erwerbsfähige hilfebedürftige Personen)) に対して、最低生活水準を保障するために必要な給付 (失業給付 II) を、税財源で行う制度である。厚生労働省「第2節ドイツ連邦共和国 (1) 労働施策」『海外情勢報告 2018年』2019, pp.106-108. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t3-03.pdf>> 制度設立の経緯については、次を参照。戸田典子「失業保険と生活保護の間—ドイツの求職者のための基礎保障—」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.7-31. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166411\\_po\\_070901.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166411_po_070901.pdf?contentNo=1)>

(4) 「要扶助状態 (hilfebedürftig)」とは、自身の生計を、適切な仕事に就くことや資産等の活用によっても、十分に確保できない状態をいう (社会法典第2編第7条及び第9条)。

(5) 児童手当 (Kindergeld) は、ドイツに在住する児童に対する現金給付。後掲注(30)、(31)、(33)を参照。

(6) 社会法典第2編第11条「顧慮されるべき所得」第1項第1文は、第11b条に規定する控除額 (所得税、社会保険料等) を控除し、第11a条にいう収入 (各種社会給付等) を除外した就労・ボランティア活動等による現金収入を所得として顧慮すると規定する。

(7) 社会法典第2編第11b条「控除額」は、所得から控除できるものとして、所得税、社会保険料等を列挙する。

(8) 1ユーロは、約118.8円 (令和2年5月分報告省令レート) である。

(9) ジョブセンター (Jobcenter) は、求職者基礎保障 (失業手当 II) の受給者を対象とした機関で、連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit: BA) と都市等の地方自治体の共同施設である。失業手当 II による求職者の経済的保障、失業手当 II 受給者の雇用主への紹介、職業訓練等の促進を業務とするほか、依存症サポート、借金相談、心理・社会的支援などの特別な課題にも対応する。„Jobcenter.“ Bundesagentur für Arbeit website <<https://www.arbeitsagentur.de/lexikon/jobcenter>>

(10) 民法典第1567条は、配偶者の一方が婚姻による共同生活を拒否し、夫婦が同一世帯で生活せず、それを実現する意思がないことが明らかな場合を別居生活と規定する。なお、婚姻による同一世帯であっても別々に生活している夫婦には、同一世帯での生活は存在しないことも規定する。

(11) 定住許可 (Niederlassungserlaubnis) は、無期限の滞在許可。滞在法 (後掲注(17)) 第9条で規定される。

(12) EU継続滞在許可 (Erlaubnis zum Daueraufenthalt-EU) は、長期滞在の権利を保障されたEU域外 (第三国) 国籍保有者の法的地位に関するEU指令 (2003/109/EC) の第2条bを根拠とする無期限の滞在許可。滞在法第9a条で規定される。

2. 6月以上の期間の就業の権利を認め若しくは認めた又はこれらを許可する EU ブルーカード<sup>(13)</sup>、ICT カード<sup>(14)</sup>、モバイル ICT カード<sup>(15)</sup>又は滞在許可<sup>(16)</sup>を保有する場合であって、ただし、当該滞在許可が次に掲げるいずれかのときを除く。
  - a) 滞在法<sup>(17)</sup>第 16e 条の教育目的の規定により、滞在法第 19c 条第 1 項のオペア<sup>(18)</sup>としての雇用目的若しくは季節雇用目的の規定により、滞在法第 19e 条の欧州ボランティアサービス<sup>(19)</sup>への参加目的の規定により又は滞在法第 20 条第 1 項及び第 2 項の「専門職の」求職の規定により、認められたものであるとき。
  - b) 滞在法第 16b 条の研究目的の規定により、滞在法第 16d 条の外国の職業資格の認定措置の規定により、又は、滞在法第 20 条第 3 項の「専門職の」求職の規定により認められたものであって、かつ、その者が就業せず、又は連邦親手当及び親時間法<sup>(20)</sup>第 15 条の規定による親時間若しくは社会法典第 3 編に定める継続的な現金給付<sup>(21)</sup>を請求していないとき。
  - c) その者の故国における戦争を理由とした滞在法第 23 条第 1 項の規定<sup>(22)</sup>により、又は、滞在法第 23a 条、第 24 条若しくは第 25 条第 3 項から第 5 項までの規定<sup>(23)</sup>により、認められたものであるとき。
3. 第 2 号 c にいう滞在許可を保有している場合であって、連邦領域において許可を得て就業しているとき、又は連邦親手当及び親時間法第 15 条の規定による親時間若しくは社会法典第 3 編に定める継続的な現金給付を請求しているとき。

(13) EU ブルーカード (Blaue Karte EU) は、第三国国籍保有者を対象とした EU 域内共通の滞在・就労許可で、高度な職業資格を有し、一定の要件を満たす労働者に付与される。滞在法第 18b 条第 2 項で規定される。

(14) ICT カード (ICT-Karte) は、第三国に拠点を置く企業・企業グループの EU 域内事業所間での転勤 (Intra-Corporate Transfer) による第三国国籍保有者のドイツ滞在及び就労を認める資格。滞在法第 19 条で規定される。

(15) モバイル ICT カード (Mobiler-ICT-Karte) は、他の EU 加盟国での滞在資格を有する第三国国籍保有者が、第三国に拠点を置く企業内異動によってドイツに滞在し、就労するための資格。滞在法第 19b 条で規定される。

(16) 滞在許可 (Aufenthaltsurlaubnis) は、特定の目的によるドイツ国内での滞在を、期限を定めて許可するもの。滞在法第 7 条で規定される。

(17) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162) <[https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg\\_2004/](https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/)>

(18) オペア (Au-Pair) とは、語学習得を目的として家庭に住み込み、子どもの世話を中心とした家事の手伝いをする者。食費、住居費は無料である。

(19) 欧州ボランティアサービス (Europäischen Freiwilligendienst; European Voluntary Service) は、他国でのボランティア活動に参加する 17~30 歳の若者を対象に、渡航費や期間中の生活費等を支援する EU のプログラム。„Europäischer Freiwilligendienst.“ European Union website <[https://europa.eu/youth/EU/volunteering/european-voluntary-service\\_de](https://europa.eu/youth/EU/volunteering/european-voluntary-service_de)>

(20) 被用者の「親時間 (Elternzeit)」(育児のための休業又は労働時間短縮) とその際の所得補償「親手当 (Elterngeld)」を規定する法律。Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit (Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz - BEEG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Januar 2015 (BGBl. I S. 33) <<https://www.gesetze-im-internet.de/beeg/>>; 齋藤純子「ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換—」『外国の立法』No.232, 2007.6, pp.51-76. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000314\\_po\\_023203.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000314_po_023203.pdf?contentNo=1)>

(21) 社会法典第 3 編 (就労促進) (Sozialgesetzbuch (SGB) Drittes Buch (III): Arbeitsförderung <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_3/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/)>) における「継続的な現金給付 (laufende Geldleistungen)」とは、「職業教育補助 (Berufsausbildungsbeihilfe)」、「教育手当 (Ausbildungsgeld)」、「失業手当 (Arbeitslosengeld)」、「移行手当 (Übergangsgeld)」を指す。(SGB (III) 第 313 条「副収入証明書 (Nebeneinkommensbescheinigung)」参照。)

(22) 滞在法第 23 条「州の最高官庁による滞在の保障、特別な政治的利益が存在する場合の受入れ、保護を求める者の再移住」は、国際法・人道上の理由やドイツの政治的利益の保護のために、州の最高官庁は、特定国・特定集団の外国人に滞在許可を付与することができる旨、規定している。連邦の統一性を保持するために、連邦内務省との合意も必要とされる。

(23) 滞在法第 23a 条「過酷な場合の滞在保障」、第 24 条「一時的保護のための滞在保障」、第 25 条「人道上の理由に基づく滞在」。

4. 第2号cにいう滞在許可を保有している場合であって、15月以上連邦領域に滞在することを許可され、認容され、又は猶予<sup>(24)</sup>されているとき。
5. 滞在法第60a条第2項第3文と関連した第60d条に規定する雇用猶予<sup>(25)</sup>を保有する場合第1文第3号の最初の選択肢「就業要件」にかかわらず、自由移動権がない未成年の外国人は、就業に関わりなく請求権が認められる。
- (3) この法律に定める養育手当の請求権は、第1項第2号に記す片親が他方の片親と同居する場合、この法律の実施に必要とされる情報の提出を拒否する場合、又は父子関係の確定若しくは他方の片親の滞在の確認のための協力を拒否する場合、存在しない。
- (4) この法律に定める養育手当の請求権は、他方の片親が、自らの扶養義務を権利者に対して前払<sup>(26)</sup>によって果たしている月に対しては、存在しない。社会法典第8編<sup>(27)</sup>に定める給付によって子の需要が満たされている限りにおいて、この法律に定める養育手当の請求権は存在しない。

## 第2条 養育手当の額

- (1) 養育手当は、民法典第1612a条第1項第3文第1号、第2号又は第3号の規定から導き出される月額最低扶養料<sup>(28)</sup>の額が、毎月支給される。民法典第1612a条第2項第2文<sup>(29)</sup>が、準用される。第1条の要件が、月の一部にのみ存在する場合、養育手当は、その期間に比例して支給される。
- (2) 権利者と同居している片親が、当該権利者のために、所得税法<sup>(30)</sup>若しくは連邦児童手当法<sup>(31)</sup>の最新の条文に定める満額の児童手当又は所得税法第65条第1項若しくは連邦児童手当法第4条第1項に記す給付<sup>(32)</sup>の請求権を有する場合、養育手当は、所得税法第66条又は

(24) 滞在法第60a条「国外退去強制の一時的停止（猶予）」に規定される。

(25) 滞在法第60a条「国外退去強制の一時的停止（猶予）」第2項第3文は、「緊急の人道上的理由若しくは個人的理由又は重大な公共の利益のために連邦領域における外国人の一時的な滞在が更に必要な場合には、当該外国人に猶予を付与することができる。」と規定し、第60d条「雇用猶予（Beschäftigungsduldung）」は、雇用に関連して猶予の期間を30か月延長することを規定する。第60d条は、「教育訓練及び雇用における猶予に関する法律」（Gesetz über Duldung bei Ausbildung und Beschäftigung vom 8 Juli 2019 (BGBl. I S. 1021)）による滞在法の改正によって新設された条文であり、2020年1月1日に施行された。

(26) 養育費の前払については、民法典BGB第1614条「扶養請求の放棄、前払」が規定する。

(27) 社会法典第8編（児童及び青少年支援）(Sozialgesetzbuch (SGB) Achtes Buch (VIII): Kinder- und Jugendhilfe <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_8/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/)>)

(28) 民法典第1612a条「未成年子の最低扶養料、命令授権」第1項は、非同居親に対して未成年子が請求できる最低扶養料（Mindestunterhalt）の額は、所得税法上、非課税とされる物質的最低生活費（Existenzminimum）、すなわち児童控除（Kinderfreibetrag）の額を基準とし、その額に年齢に応じた百分率を乗じて算出すると規定する。年齢別の百分率は、6歳未満（第1年齢層）は87%（同項第1号）、6歳以上12歳未満（第2年齢層）は100%（同項第2号）、12歳以上18歳未満（第3年齢層）は117%（同項第3号）である。最低生活費については、次を参照。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728号、2011.9, pp.125-126. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050701\\_po\\_072807.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1)>

(29) 民法典第1612a条第2項第2文は、算出後の数値はユーロ単位に切り上げる旨を規定する。

(30) Einkommensteuergesetz (EStG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Oktober 2009 (BGBl. I S. 3366, 3862) <<https://www.gesetze-im-internet.de/estg/>>

(31) Bundeskindergeldgesetz (BKGG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Januar 2009 (BGBl. I S. 142, 3177) <[https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg\\_1996/](https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/)>

(32) 所得税法第65条第1項及び連邦児童手当法第4条第1項は、児童手当受給よりも優先される児童のための他の手当（法定傷害保険の児童加給、法定年金保険の児童加給、外国における児童手当と同等の給付等）について規定する。

連邦児童手当法第6条に規定する第1子に支払われる児童手当の額<sup>(33)</sup>が減ぜられる。他方の片親を除く第三者が、当該請求権を有する場合も同様である。

(3) 第1項及び第2項の規定から導き出される養育手当には、同一月に権利者が得た次に掲げる収入を算入〔し、その額を減額〕する。

1. 権利者と同居していない片親の養育費支払

2. 第1号に記した片親又は義理の片親の死亡を理由として支払われた、相応の損害賠償給付を含む遺児給付類

(4) 一般教育の学校<sup>(34)</sup>にもはや通っていない権利者に対しては、第1項から第3項までの規定により導き出された養育手当は、その月に得た資産からの収益及び自らの適切な労働からの収入が生計維持に足りる場合に限り、減額される。標準月について雇用主が発出した賃金及び給与証明〔の額〕から被用者概算額<sup>(35)</sup>の12分の1を控除した額に相当する現金収入が、非自営就労による権利者の適切な労働からの収入に当たるとされ、さらに、研修生の場合には、教育訓練に必要な支出として100ユーロが概算控除されなければならない。第1文及び第2文に規定する収入及び収益は、その半額のみが顧慮されなければならない。

### 第3条（削除）<sup>(36)</sup>

### 第4条 遡及性の制限

養育手当は、遅くともこれに関する申請が所管機関又は社会法典第1編第16条第2項第1文<sup>(37)</sup>に記す諸機関に対して提出された月の前月に遡って支給され、ただし、第1条第1項第3号に記す片親に養育費支払をさせるための権利者の妥当な努力が欠けていた場合には、その限りではない。

### 第5条 賠償及び弁済の義務

(1) 養育手当の支給要件が、次に掲げるいずれかにより支給が行われた暦月において存在せず、又は継続的には存在しなかった場合、権利者と同居している片親又は当該権利者の法定代理人は、その限りにおいて、支給された額を賠償しなければならない。

1. その者が故意若しくは過失により虚偽若しくは不完全な情報を提供し、又は第6条に規定

(33) 所得税法第66条又は連邦児童手当法第6条に規定する第1子の児童手当の額は、204ユーロであり、第2子は第1子同様204ユーロ、第3子は210ユーロ、第4子以降はそれぞれ235ユーロである（2019年7月1日以降）。

(34) 一般学校教育（allgemeine Schulausbildung）は、判例によれば、中等教育段階の基幹学校・実科学校・ギムナジウムまでを指し、職業学校、職業専門学校、大学は含まれないとされる。野沢紀雅「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料（Mindestunterhalt）」について―扶養法と租税法及び社会法の調和の試み―」『中央ロー・ジャーナル』7(4), 2011.3, pp.92-93等。

(35) 被用者概算額（Arbeitnehmer-Pauschbetrags）について、所得税法第9a条「必要経費の概算額」（Pauschbeträge für Werbungskosten）の第1文第1号は、自営業ではない労働による収入に対して控除できる額を1,000ユーロと規定する。

(36) 第3条「養育手当支給期間」は、「2020年以降の財政調整制度再編及び財政法規定改正に関する法律」（Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122)）の第23条（Artikel）による改正（2017年改正）により、削除された。

(37) 社会法典第1編（総則）第16条「申請提出」第2項第1文は、所管ではない社会給付制度運営者や地方自治体等へ提出された申請は、直ちに所管機関へ転送しなければならない旨、規定する。Sozialgesetzbuch (SGB) Erstes Buch (I): Allgemeiner Teil <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_1/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_1/)>

する通知を怠ったことによって、養育手当支給が行われるに至ったとき。

2. 養育手当支給の要件を満たしていないことを知っていた、又は過失の結果として知らなかったとき。
- (2) 権利者が、第2条第3項にいう所得又は第2条第4項にいう収入及び収益であって、養育手当の認定に際して顧慮されなかったものを、養育手当の申請を行った後に得たため、養育手当の支給要件が支給が行われた暦月に存在しなくなっていた場合には、その限りにおいて権利者は支給された額を弁済しなければならない。

## 第6条 情報提供及び通知の義務

- (1) 権利者と同居していない片親は、要請に応じて、この法律の実施に必要である情報を所管機関に提供する義務を負う。当該片親は、特に、権利者が未成年であることに基づき重くなっている自らの支給義務を完全に履行すると表明しなければならない<sup>(38)</sup>。
- (2) 第1項に記す片親の雇用主は、要請に応じて、この法律の実施に必要である限りにおいて、第1項に記す片親の雇用の種類及び期間、職場並びに勤労報酬に関する情報を、所管機関に提供する義務を負う。保険会社は、要請に応じて、この法律の実施に必要である限りにおいて、第1項に記す片親の住所及び収入の額に関する情報を所管諸機関に提供する義務を負う。
- (3) 第1項及び第2項に規定する情報提供の義務を負う者は、自ら又は民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号までに記す親族等<sup>(39)</sup>のいずれかを、刑事訴追又は秩序違反法<sup>(40)</sup>による手続の危険にさらすかもしれない回答を求められる質問に対しては、情報提供を拒絶することができる。
- (4) 権利者と同居している片親及び権利者の法定代理人は、給付に大きく影響する状況の変化又は給付と関連して意思表示を行った状況の変化を、所管機関に遅滞なく報告する義務を負う。
- (5) 社会法典第10編第69条<sup>(41)</sup>の規定により情報提供に関する権限を有する社会給付制度運営者及びその他の機関並びに税務署は、要請に応じて、この法律の実施に必要である限りにおいて、第1項に記す片親の住所、雇用主及び収入の額に関する情報を、所管機関に提供する義務を有する。

(38) 2017年改正で第2文が追加され、非同居親の未成年子に対する養育費支払義務が明文化された。この養育費支払義務は、これまで判例に基づき引き上げられてきた。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/12589 (Beschlussempfehlung und Bericht), 31.05.2017, S.157. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/125/1812589.pdf>>

(39) 民事訴訟法第383条「人的理由に基づく証言拒絶」第1項第1号から第3号までは、証言を拒むことができる者として、当事者の婚約者、配偶者、生活パートナー、直系血族・姻族、傍系三親等以内の血族・姻族及びこれらの関係にあった者と規定する。Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. Dezember 2005 (BGBl. I S. 3202; 2006 I S. 431; 2007 I S. 1781) <<https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/>>; 法務省大臣官房司法法制部「ドイツ民事訴訟法典—2011年12月22日現在—」『法務資料』462号, 2012.3, p.131.

(40) Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S. 602) <[https://www.gesetze-im-internet.de/owig\\_1968/](https://www.gesetze-im-internet.de/owig_1968/)>

(41) 社会法典第10編(社会給付制度行政手続及び社会データ保護)第69条「社会給付の任務遂行のための送信」は社会データ(社会給付関連の個人情報データ)の送信が認められる目的について規定する。Sozialgesetzbuch (SGB) Zehntes Buch (X): Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_10](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_10)>

- (6) 所管諸機関は、公課法第 93b 条第 1 項<sup>(42)</sup>に記すデータを信用機関から取得することを、これが第 7 条の実施のために必要であり、かつ、第 1 項に記す片親に対するこれまでの情報請求が目的を達成せず、又は、成果をもたらしていない限りにおいて、連邦中央税務庁に要求してもよい（公課法第 93 条第 8 項第 2 文<sup>(43)</sup>）。
- (7) 所管機関は、権利者と同居している片親の申請に応じて、社会法典第 10 編第 74 条第 1 項第 1 文第 2 号 a に規定する基準<sup>(44)</sup>に従い、その者に第 1 項、第 2 項及び第 6 項にいう情報を送信する義務を負う。

## 第 7 条 権利者の請求権の移転

- (1) 権利者が、この法律の規定により当該権利者に養育手当が支払われる期間について、同居していない片親に対する扶養請求権、又は、適時に支給された場合には第 2 条第 3 項の規定により所得として算入されることとなるその他の給付に対する請求権を有している場合には、これらの請求権は、この法律に定める養育手当の額まで、扶養法上の情報請求権とともに、州に移転する。第 1 文は、社会法典第 10 編第 102 条から第 105 条までの規定<sup>(45)</sup>による還付請求権が存在する限りにおいて、適用されない。
- (2) 過去 [の期間] に対しては、次に掲げるいずれかの時点からのみ、第 1 項に記す片親に請求することができる。
1. 民法典第 1613 条<sup>(46)</sup>の要件が存在していた時点
  2. 第 1 項に記す片親が、養育手当の申請を知らされ、かつ、この法律の規定により支給された養育費 [の費用] を当該片親に請求することができることについて教えられた時点
- (3) 第 1 項の規定による請求権は、財政法上の規定に従い、適時かつ完全に実施されなければならない。被扶養権者が、この法律の規定による養育手当を受けなかった又は受けない、より後の期間に対して扶養義務者に養育費 [支払] を要求する限りにおいて、当該被扶養権者の不利益となるように扶養請求権の移転を主張することはできない。
- (4) 州は、養育手当をより長期にわたり支給しなければならないと見込まれる場合には、認定された養育手当の額で、将来に対する扶養請求権も裁判で主張することができる。養育費は、

(42) 公課法第 93b 条「口座情報の自動取得」第 1 項は、金融法第 24c 条「口座情報の自動取得」第 1 項に規定するデータシステムに関して、公課法第 93 条「関係者及び他の者の情報提供義務」第 7 項及び第 8 項に規定するデータ取得にも関連して運用する旨、規定する。公課法第 93 条第 7 項は、第 93b 条の口座情報の自動取得についてその要件を規定し、第 8 項は、連邦中央税務庁 (Bundeszentralamt für Steuern) が第 93b 条第 1 項で規定するデータの情報を提供する目的、用途について規定する。Abgabenordnung (AO) in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61) <[https://www.gesetze-im-internet.de/ao\\_1977/](https://www.gesetze-im-internet.de/ao_1977/)>; Gesetz über das Kreditwesen (Kreditwesengesetz - KWG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 9. September 1998 (BGBl. I S. 2776) <<https://www.gesetze-im-internet.de/kredwg/>>

(43) 公課法第 93 条第 8 項第 2 文は、行政執行の権限を有する官庁が、第 93b 条第 1 項に基づき、必要な情報を信用機関から取得するよう連邦中央税務庁に要求することができる旨、規定する。

(44) 社会法典第 10 編第 74 条「扶養義務の不履行の場合及び給付補償の場合の送信」第 1 項第 1 文第 2 号 a は、民法典第 1605 条「情報提供義務」又は第 1605 条と関連する第 1361 条「別居生活における扶養」、第 1580 条「情報提供義務」、第 16151 条「出生を起因とする母及び父による扶養請求」等により情報提供義務を課されている場合を、社会データの送信許可の要件の一つとして規定する。

(45) 社会法典第 10 編第 102 条「暫定的に給付を行った給付制度運営者の請求権」、第 103 条「給付義務が事後に停止された給付制度運営者の請求権」、第 104 条「次位の給付義務を負う給付制度運営者の請求権」、第 105 条「所管していない給付制度運営者の請求権」。

(46) 民法典第 1613 条「過去に対する扶養」は、被扶養権者が、扶養義務者に対して、過去の扶養義務の履行等を求める場合の要件を規定する。

民法典第 1612a 条第 1 項第 1 文<sup>(47)</sup>に応じて変動する最低扶養料〔の額〕で、請求することができる。州は、養育手当受給者との合意を得て、自らに移転された扶養請求権を裁判で主張するためにこの者に再移転し、主張された扶養請求権を自らに移譲させることができる。養育手当受給者がそれによって自ら担うことになる費用は、引き受けなければならない。

- (5) 州が執行決定により強制執行を実施する場合、第 1 項の規定により移転された扶養請求権の証明として、第 9 条第 2 項による決定通知を、執行申請に添付しなければならない。

### 第 7a 条 支払不能の場合における権利者の移転された請求権

権利者と同居していない片親が、社会法典第 2 編に定める給付を受給し、かつ、社会法典第 2 編第 11 条第 1 項第 1 文<sup>(48)</sup>にいう自身の所得がない期間に限り、第 7 条の規定により移転された扶養請求権は、追及されない。

### 第 8 条 資金調達

- (1) この法律の規定により支給しなければならない現金給付は、40% を連邦が、その残りを州が負担する。連邦によって支払われない現金給付の州及び地方自治体への適切な負担配分は、州の権限によって行われる。
- (2) 第 7 条の規定により徴収された額については、州は、その 40% を連邦に引き渡す。

### 第 9 条 手続及び支給方法

- (1) 養育手当の支給は、権利者と同居している片親又は権利者の法定代理人の書面による申請に応じて、決定される。当該申請は、権利者の住所がある地区の、州法によって定められる機関に提出されるものとする。
- (2) 決定は、申請者に書面にて又は電子的に通知されなければならない。決定通知には、第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定に従って算定した額を記載しなければならない。
- (3) 養育手当は、毎月、前払いされなければならない。支給額は、ユーロ単位に切り上げなければならない。5 ユーロ未満の額は、支給されない。

### 第 10 条 過料規定

- (1) 故意又は過失によって次に掲げる行為のいずれかを行う者は、秩序違反<sup>(49)</sup>とする。
- 第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、要請に応じた情報提供を行わず、正しく行わず、完全には行わず、又は、所管機関が定めた期限内に行わないこと。
  - 第 6 条第 4 項の規定に違反して、同項に記す状況の変化を、正しく報告せず、完全には報告せず、又は、遅滞なく報告しないこと。
- (2) 秩序違反は、過料に処することができる。

(47) 民法典第 1612a 条「未成年子の最低扶養料、命令授権」第 1 項第 1 文は、「(1) 未成年子は、同一世帯で暮らしていない片親に対し、その時点の最低扶養料に百分率を乗じた額で扶養を求めることができる。」と規定する。

(48) 前掲注(6)参照。

(49) 秩序違反法(前掲注(40))により、秩序違反(Ordnungswidrigkeit)は過料(Geldbuße)が科される違法行為であると規定され(第 1 条)、明示的に過失行為に過料を科さない限り、故意による行為のみが処罰の対象となり得ると規定される(第 10 条)。

- (3) 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 号<sup>(50)</sup>にいう行政官庁は、州法によって定められる機関である。

## 第 11 条 経過規定

- (1) 2006 年 12 月 19 日に効力を有していた条文における第 1 条第 2a 項<sup>(51)</sup>は、1994 年 1 月 1 日から 2006 年 12 月 18 日までの期間における月額養育費立替請求に関する決定が未だ確定力を得ていない場合において、これ〔当該条文の適用〕が申請者に有利なものであるときには、適用されなければならない。この場合において、外国人法<sup>(52)</sup>の規定による滞在許可証は、滞在法第 101 条<sup>(53)</sup>の効力継続規定に適合した、滞在法に定める滞在権限<sup>(54)</sup>と同等に扱われる。
- (2) 2019 年 12 月 12 日の法律（連邦法律公報第 I 部 2451 頁）第 38 条 [Artikel] の条文における第 1 条第 2a 項第 1 文第 1 号から第 4 号までは、2020 年 2 月 29 日より後に始まる期間〔2020 年 3 月 1 日以降〕に関する決定に適用される。2019 年 12 月 12 日の法律（連邦法律公報第 I 部 2451 頁）第 38 条の条文における第 1 条第 2a 項第 1 文第 5 号は、2019 年 12 月 31 日より後に始まる期間〔2020 年 1 月 1 日以降〕に関する決定に適用される。

## 第 11a 条 適用規定

この法律において、2015 年 1 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの期間に対して、第 2 条第 1 項第 1 文の規定による養育手当は、6 歳未満の児童については月額 317 ユーロ、12 歳未満の児童については月額 364 ユーロの額とする。2015 年 7 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの期間に対して、第 2 条第 1 項第 1 文の規定による養育手当は、6 歳未満の児童については月額 328 ユーロ、12 歳未満の児童については月額 376 ユーロの額とする。2015 年 12 月 31 日まで、第 2 条第 2 項第 1 文にいう第 1 子に支払われる児童手当は、月額 184 ユーロの額と

(50) 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 号は、各過料を所管する行政官庁を法律によって規定する旨を定めている。

(51) 2006 年 12 月 19 日に公布された改正とは、Gesetz zur Anspruchsberechtigung von Ausländern wegen Kindergeld, Erziehungsgeld und Unterhaltsvorschuss vom 13. Dezember 2006 (BGBl. I S. 2915)の第 4 条 (Artikel) によるもので、第 1 条第 2a 項と第 11 条が改正され、2007 年 1 月 1 日に施行された。

(52) 外国人法 (Ausländergesetz vom 9. Juli 1990 (BGBl. I S. 1354,1356)) は、Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S.1950)の第 15 条 (Artikel) 第 3 項第 1 号により、2005 年 1 月 1 日に廃止された。外国人法に基づくドイツにおける外国人の滞在許可証 (Aufenthaltsgenehmigung) の区分は、①期間の定めのある滞在許可 (befristete Aufenthaltserlaubnis)、②期間の定めのない滞在許可 (unbefristete Aufenthaltserlaubnis)、③滞在権 (Aufenthaltsberechtigung)、④滞在認可 (Aufenthaltsbewilligung) ⑤特別滞在権 (Aufenthaltsbefugnis) であった (戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」から EU「移民法」へ—」『外国の立法』No.234, 2007.7, p.6. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000294\\_po\\_023401.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000294_po_023401.pdf?contentNo=1)>)。現在、外国人の滞在を規定するのは、「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律 (滞在法)」(前掲注(17))である。

(53) 滞在法第 101 条「従前の滞在の権利の効力の継続」は、「2005 年 1 月 1 日より前に付与された滞在権 (Aufenthaltsberechtigung) 又は期間の定めのない滞在許可 (unbefristete Aufenthaltserlaubnis) は、付与の理由となった滞在目的及び事実関係に従って、定住許可として引き続き効力を有する。1980 年 7 月 22 日の人道的援助活動の枠内で受け入れた難民のための措置に関する法律 (連邦法律公報第 I 部 1057 頁) 第 1 条第 3 項の規定により又は同法の準用により付与された期間の定めのない滞在許可及びこれに続けて付与された滞在権は、第 23 条第 2 項に規定する定住許可として引き続き効力を有する。」等を規定する。

(54) 滞在法に定める滞在権限 (Aufenthaltsstitel) としては、ビザ (Visum. 同法第 6 条に規定)、滞在許可 (前掲注(16))、EU ブルーカード (前掲注(13))、ICT カード (前掲注(14))、モバイル ICT カード (前掲注(15))、定住許可 (前掲注(11))、EU 継続滞在許可 (前掲注(12))がある。„Einreise nach und Aufenthalt in Deutschland.“ Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat website <<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/migration/aufenthaltsrecht/einreise-und-aufenthalt/einreise-und-aufenthalt-node.html>>

する。

## 第12条 報告

連邦政府は、2017年7月1日に施行された制度改革の効果について、2018年7月31日までにドイツ連邦議会に報告書を提出するものとする。報告書には、個人情報に記載してはならない。

## 第12a条 (削除)

## 第13条 (削除)

(いずみ まきこ)